

愛知

レンタカー事業者である証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の許可を受け、愛知県内に事業所を有していることを証明する。

住 所	名古屋市中川区春田三丁目91番地
氏名又は名称	株式会社 ライフイノベーションAUTO

令和7年7月10日

中部運輸局愛知運輸支局長

【証明書発行元】 中部運輸局愛知運輸支局輸送担当 TEL:052-351-5312



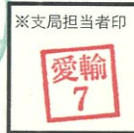
HP(届出書等)

- 注意 1)本証明書は、愛知運輸支局管内においてレンタカーを登録する場合のみ有効です。
2)登録窓口にてレンタカーの登録を行う際には、登録に必要な所定の書類に加えて本証明書を提示もしくは写しを添付して下さい。
3)マイクロバスの増車及び代替については、輸送担当へ届出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けて下さい。
4)登録に必要な書類については、あらかじめ登録担当あてに確認して下さい。
5)住所及び氏名又は名称に変更があった場合、輸送担当あてに届出し、新たに証明書の交付を受けて下さい。
6)愛知県内において事業(営業所を含む)を廃止した場合は、本証明書原本を輸送担当に返納し作成済みの写しは処分して下さい。

※支局確認印



※支局担当者印



担当者印がないものは無効

※バス・霊柩車の登録には使用不可